

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和4年1月27日（木）午前8時55分～午前9時35分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、 協働推進部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、 子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、 教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理 者 欠席者：協働推進部環境担当部長
議 題	1 令和4年第1回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第4回市議会定例会の招集期日は、2月28日（月）である。
審 議 経 過 （主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。）	議題1 令和4年第1回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 令和3年12月20日に成立した国の令和3年度一般会計補正予算（第1号）に計上されている住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業等について、国から速やかな実施を要請されていることから、緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第9号）を専決処分したものである。 専決処分年月日については、令和3年12月20日である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて (企画財政部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 厚生労働省からの通知に基づき、65歳以上の高齢者について、

初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施するため緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第10号）を専決処分したものである。

専決処分年月日については、令和4年1月5日である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 令和4年度武蔵村山市一般会計予算

（企画財政部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 令和4年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算

（市民部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(5) 令和4年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 令和4年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(7) 令和4年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(8) 令和4年度武蔵村山市下水道事業会計予算

(建設管理担当部長説明)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市庁舎建設基金条例

(企画財政部長説明)

庁舎の建設に必要な資金を積み立てる基金を設置する必要があるため、本案を提出する。

庁舎の建設に必要な資金を積み立てるため、基金を設置する必要があることから、新たに武蔵村山市庁舎建設基金条例を制定するものである。

目的については、庁舎の建設に必要な資金を積み立てることである。

積立目途額については、30億円程度である。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

なお、例規文書審査会に付議するものである。

(結論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市減債基金条例

(企画財政部長説明)

普通交付税（臨時財政対策債償還基金費）を財源として、市債の償還に必要な財源を確保するため、基金を設置する必要があるため、本案を提出する。

積立額については、令和3年度一般会計補正予算（第11号）に350,899千円（普通交付税措置額）を計上予定である。

施行期日については、公布の日からとする。
なお、例規文書審査会に付議するものである。
(結 論)
提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市生涯学習審議会条例
(企画財政部長説明)

社会教育委員会議、生涯学習推進会議、公民館運営審議会を統合し、生涯学習審議会を新たに設置することに伴い、必要な事項を定める必要があるので、本案を提出する。

会議の実効性の強化、業務の効率化の観点から、社会教育委員会議、生涯学習推進会議、公民館運営審議会を統合し、生涯学習審議会を新たに設置することに伴い、必要な事項を定めるものである。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。
なお、例規文書審査会に付議するものである。
(結 論)
提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(市民部長説明)

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日から施行されることに伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるため、結核・精神医療給付金の規定を改める必要があるので、本案を提出する。

第7条の2第1項第1号及び第2号中「20歳」を「18歳」へ改正するものである。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。
(結 論)
提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市まちづくり条例の一部を改正する条例
(都市整備部長説明)

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日から施行されることに伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるため、規定を改める必要があるので、本案を提出する。

民法（明治29年法律第89号）が令和4年4月1日に一部改正されることを踏まえ、武蔵村山市まちづくり条例（平成23年武蔵村山市条例第18号）において、手続上の要件等に20歳以

上の者と規定している箇所があるが、広く18歳以上の者から武蔵村山市のまちづくりに参画いただくため、第7条第4項第4号、第8条第1項第4号、第9条第2項第3号及び第33条第2項第4号に係る20歳以上の者という規定を18歳以上の者に改正するものである。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の一部の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び統計法（平成19年法律第53号）の一部が改正され、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止されることから、これらの法律の規定を引用する本条例の規定について整備を行うものである。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

職員の不妊治療と仕事の両立を支援するための休暇を新設する必要があるので、本案を提出する。

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に使用できる特別休暇として、出生サポート休暇（仮称）を新設し、その期間は一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内とする。

休暇の単位については、1日又は1時間とする。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

国家公務員については、令和4年1月に出生サポート休暇が新設されている。

出生サポート休暇（仮称）の新設について、武蔵村山市職員組合とは令和3年11月18日に合意している。

なお、武蔵村山市消費生活相談員職員組合とは現在協議中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市公共施設建設基金条例の一部を改正する条例
（企画財政部長説明）

題名の一部を改めるとともに、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

概要について、1点目は題名を武蔵村山市公共施設整備基金に改めるものである。

2点目は、第1条中「公共施設の建設資金」を「公共施設の整備資金」に、「一部事務組合の公共施設の建設」を「一部事務組合の公共施設の整備」に改めるものである。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
（子ども家庭部長説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）の施行に伴い、電磁的方法による書面等の作成、保存等について定める必要があるため、本案を提出する。

保育所等が作成、保存等を行う書面等について、電磁的方法による対応ができる規定を追加するものである。

施行期日については、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例
（市民部長説明）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布に伴い、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額の減額の規定を追加し、併せて国民健康保険税の税率等を改定する必要があるの

で、本案を提出する。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴う規定の追加により、未就学児（国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を5割減額する規定を追加するものである。

税率等の改定については、国民健康保険運営協議会に諮問し、現在協議中であるため、未定である。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

（都市整備部長説明）

新たに立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第二地区地区計画及び立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第三地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるとともに、立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の地区整備計画の区域に係る記載を改める必要があるので、本案を提出する。

立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第二地区地区計画及び立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第三地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画の内容として定められた建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度等に関する制限について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき条例で定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図るものである。

また、立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の都市計画変更に伴い変更された地区整備計画の区域に係る記載について改めるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

なお、立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の告示は、令和3年11月30日に行った。立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第二地区地区計画及び立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第三地区地区計画の告示は、令和4年1月25日に行った。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (20) 令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算（第11号）
（企画財政部長説明）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (21) 令和3年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
（市民部長説明）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (22) 令和3年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
（高齢・障害担当部長説明）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (23) 令和3年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
（都市整備部長説明）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。
（結 論）
提出議案として決定する。
- (24) 令和3年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
（市民部長説明）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(25) 令和3年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第2号）

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(26) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、路線を廃止するので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

路線名は一般市道B第139号線である。

起点は武蔵村山市学園二丁目12番地先で、終点は武蔵村山市学園二丁目11番地先である。

幅員は1.82mで、延長は24.69mである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(27) 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

2年ごとに改定される後期高齢者医療制度の保険料については、保険料の急激な上昇を抑えるため、その軽減に係る経費を、区市町村の一般財源から分賦金（審査支払手数料及び保険料未収金補填分等）として支弁しているが、令和4年度及び5年度の保険料率改定に際しても、従前と同様の措置を継続するものである。

施行期日については、令和4年4月1日からとする。

なお、後期高齢者医療保険料改定については、令和4年1月28日東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会で審議されるが、令和4年度及び5年度の改定案は、均等割額が44,100円から46,400円（2,300円、5.2%の増）に、所得割率が8.72%から9.49%（0.77ポイント、8.8%の増）に予定されて

	<p>いる。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>【追加予定】</p> <p>(1) 令和3年度武蔵村山市一般会計補正予算(第12号)</p> <p>(企画財政部長説明)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。</p> <p>内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>(2) 令和4年度武蔵村山市一般会計補正予算(第1号)</p> <p>(企画財政部長説明)</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。</p> <p>内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>令和4年第1回市議会定例会の招集期日について</p> <p>令和4年第1回市議会定例会の招集期日は2月28日(月)である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等:)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課(内線: 372)</p>
--------------	-----------------------------

(日本産業規格A列4番)